

所管部課	市民部保険年金課	部長	田村 美砂		
件名	東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市国民健康保険税条例			
	部課機関	市民部納税課			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年1月からの国民健康保険税電子マネー収納の開始に伴い、規則で定める様式について必要な改正を行う。</p> <p>(1) 改正する様式</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税納税通知書及び納付書（第4号様式、第5号様式、第6号様式） <p>新しい生活様式の確立及び納期内納付率の向上を図るため、時間場所を問わず、非接触により納付可能な電子マネーの収納を開始することとした。このことから、電子マネー収納に関する記載の追記を行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年1月4日</p> <p>(3) 影響および効果</p> <p>市民の利便性向上を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。